

○総務省令第一百十六号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）に基づき、無線従事者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十四日

総務大臣 武田 良太

無線従事者規則の一部を改正する省令

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	<p>(免許証の交付)</p> <p>第四十七条 総務大臣又は総合通信局長は、免許を与えたときは、別表第十三号様式の免許証を交付する。</p> <p>2 前項の規定により免許証の交付を受けた者は、無線設備の操作に関する知識及び技術の向上を図るように努めなければならない。</p>	改正前	<p>(免許証の交付)</p> <p>第四十七条 「同上」</p> <p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>			

附 則

この省令は、公布の日から施行する。